鹿児島県トンネル長寿命化修繕計画



令和4年3月

鹿児島県土木部 道路維持課

【目次】

1 背景・現状と維持管理方針	
1.1 背景と目的	
1.2 トンネルを取り巻く現状	2
1.3 トンネルの損傷状態	6
1.3.1 トンネル点検結果	
1.3.2 早期に措置を講ずべきトンネル	8
1.4 維持管理方針	9
2 トンネルの管理方法	10
2.1 点検種別・維持管理体系	10
3 補修対策の優先度の考え方	12
3.1 基本的な考え方	12
4 長寿命化修繕計画の運用	13
4.1 実施計画の策定	13
4.2 新技術等の活用方針	13
4.3 費用の縮減に関する具体的な方針	13
4.4 計画の運用	13

1 背景・現状と維持管理方針

1.1 背景と目的

鹿児島県が管理する道路トンネルは99本あります。高度経済成長期以降に建設された多くのトンネルが、今後、急速に高齢化し、修繕等に要する費用が急増することが予想されます。

また、道路トンネルには、交通の安全を確保するため、トンネル延長や交通量等を考慮して、 換気、照明、非常用施設等の付属施設が設けられていますが、これらを常に良好な状態に保つた めには、計画的に各施設の点検等を実施し、施設を安全かつ合理的に運営しなければなりません。

このため、本県では、道路交通の安全性・信頼性の確保と、大規模修繕の回避による修繕費の 縮減や施設の継続的利用等を目的として、トンネル長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づく適 切かつ効率的な維持管理を推進することとしました。

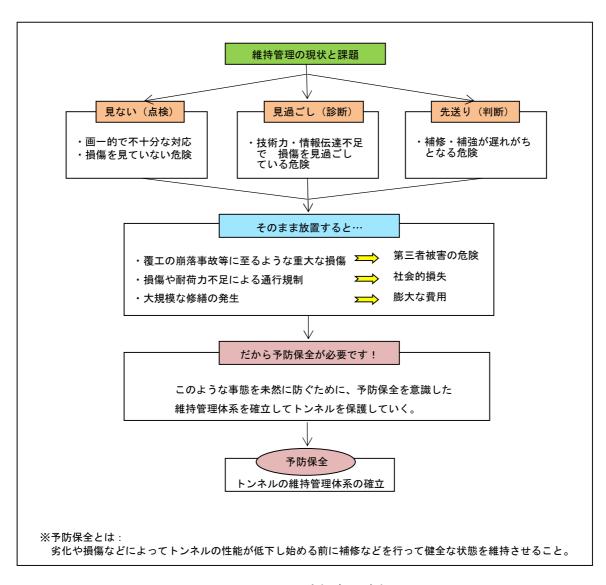


図 1-1 予防保全の流れ

1.2 トンネルを取り巻く現状

本県は、南北 600 kmに及ぶ広大な県土を有し、その約 39%が半島地域、約 26%が離島地域 となっています。

県が管理する約 4、400 kmの国・県道には、99 本のトンネルが存在しており、総延長は約 60 kmに及びます。トンネル工法で分類すると、NATM工法が64 本 (65%)、矢板工法が32 本 (32%)、開削工法で施工された開削トンネルが3 本 (3%) となっています。

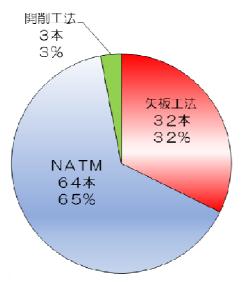


図 1-2 工法で分類したトンネル数

地域別にみると、本土地域に 53 本 (54%)、奄美地域に 38 本 (38%)、その他の離島地域 に 8 本 (8%) が存在しています。

海からの塩分の影響により照明などの付属施設の劣化進行が比較的早くなると予想される 奄美および離島には、46本(46%)延長では約32km(53%)のトンネルが存在しています。

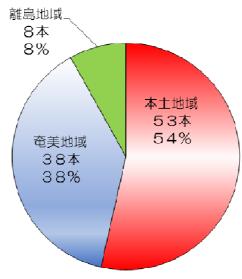


図 1-3 地域で分類したトンネル数

鹿児島県全体:99本

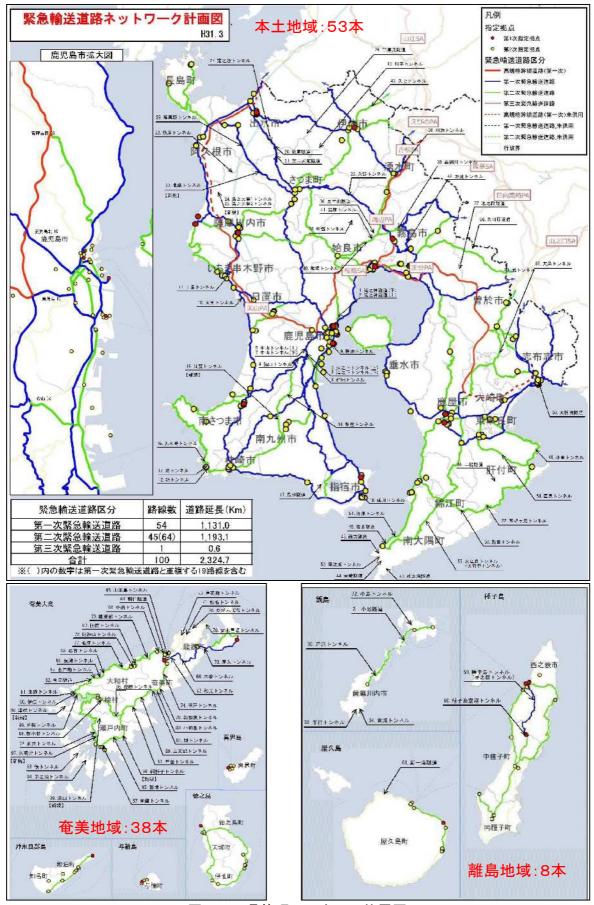


図 1-4 県管理トンネルの位置図

トンネルの建設本数の推移をみると、完成後 50 年以上が経過したトンネルは、2020 年現在で 15本 (15%) です。10年後には 22本 (22%)、さらに 20年後には 37本 (37%) が完成後経過年数 50年を超えることになります。

以上のことから、トンネルが急速な高齢化を迎え、修繕等に要する費用が急増することが予想 され、多大な財政負担となることが懸念されます。

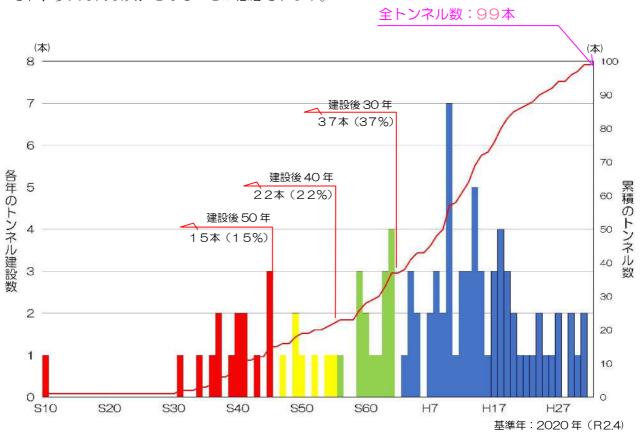


図 1-5 トンネルの建設年次の分布

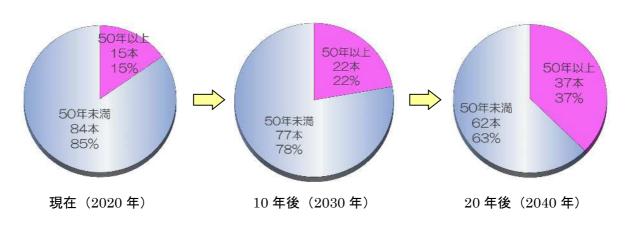


図 1-6 建設後 50 年以上となるトンネルの割合

また、トンネルには交通の安全を確保するため、トンネル延長や交通量等を考慮して、換気、 照明、非常用施設等の付属施設が設置されています。

県が管理する 99 本のトンネルうち、92 本(93%)で付属施設が設置されており、照明のみが 57 本(58%)、照明以外の非常用施設等があるトンネルが 35 本(35%)で、そのうち換気設備 (ジェットファン) のあるトンネルが 10 本(10%)となっています。

表 1-1 付属施設の設置状況

付属施設 の有無	付属	施設設置状況	トンネル数
		照明設備	92 トンネル (93%)
あり	非常原	用設備、ラジオ再放 送設備等	35 トンネル (35%)
		換気設備	10 トンネル (10%)
なし			7 トンネル (7%)

1.3 トンネルの損傷状態

1.3.1 トンネル点検結果

平成26年度~平成30年度に実施したトンネル(92本)の定期点検結果は以下のとおりです。

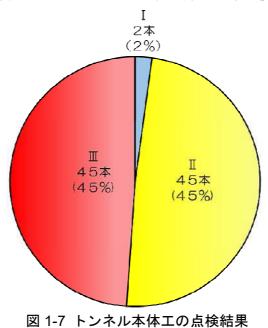


表 1-2 判定区分 (トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示 平成 26 年 7 月)

	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
П	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から 措置を講ずることが望ましい状態。
Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講 ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著し く高く、緊急に措置を講ずべき状態。







図 1-8 トンネル本体工の損傷事例

また、トンネル内附属物 (92本) の取付状態に対する定期点検結果は以下のとおりです。

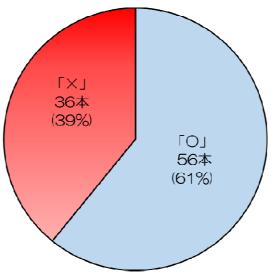


図 1-9 トンネル内附属物の点検結果

表 1-3 附属物の取付状態に対する異常判定区分 (道路トンネル定期点検要領 平成 26 年 6 月)

異常判定区分	異常判定の内容
×	附属物の取付状態に異常がある場合
0	附属物の取付状態に異常がない、又は、軽微な場合





図 1-10 トンネル内附属物の損傷事例

1.3.2 早期に措置を講ずべきトンネル

定期点検後、平成30年度迄の対策状況を反映させた現状は下表のとおりとなります。

表 1-4 トンネルの点検結果 (H30年度末対策状況を考慮)

本体工 判定 区分	附属物の 数量 対策済 取付状態 (本) or 未対策 対策不要				早期対策 必要 (Ⅲ)	予防 保全 (Ⅱ)		
		0	1	1	0	-	-	
I	×	影響小	1	0	1	-	_	
	^	影響大	0	0	0	0	_	
		0	29	2	27	ı	27	
п	×	影響小	2	2	1	2		
	×	影響大	14	14	-			
		0	26	3	23	23	-	
Ш		影響小 3 0 3		3	3	_		
	×	影響大	16	4	12	12	_	
	合計		92	10	82	52	29	

^{※「}影響大」とは、照明等落下した場合に第三者被害を及ぼす可能性の高いもので、早期に措置を 講ずべき(判定区分Ⅲ相当)トンネルとする。

未対策トンネルのうち、本体工の判定区分Ⅲとなる 38 本と、本体工の判定区分がⅡで附属物の取付状態が「×(影響大)」となる 14 本合わせた 52 本が、早期に措置を講ずべき状態となっています。

1.4 維持管理方針

県では、3つの基本的な考え方に基づき、トンネルの維持管理を進めます。

◎県民の安心・安全な生活を支えるため、トンネルの確実な機能維持を図ります。

道路トンネルは、道路ネットワークの一部としてこれまで県民の生活を支え続けていますが、 今後、老朽化に伴いトンネル本体工の修繕、付属施設などの更新が多くのトンネルで必要になってきます。トンネルの老朽化等による損傷が進行すると、安全な交通の機能維持に支障を来たし、道路ネットワークが持つ従来の機能を果たさなくなり、県民生活への影響が危惧されます。本県としては、県民の安心安全な生活を確保するため、道路トンネルの機能維持に適切に取り組んでいきます。

◎トンネルの状態を把握するため、日常的、定期的に点検を実施します。

道路トンネルの維持管理では、日常点検、定期点検を実施するとともに、臨時点検として異常時点検・緊急点検を実施し、トンネルの継続的な機能維持を図っていきます。

- 日常点検を実施し、道路パトロールのなかで、異常の早期発見に努めます。
- 定期点検は、5年サイクルを基本とし、トンネル本体工と附属物を対象として、必要な 知識及び技能を有するものが実施します。
- 異常時点検は、自然災害や事故等が発生した場合に安全性を確認するために実施します。
- 〇 トンネル点検に関する研修等を定期的に実施して、点検に関する技術向上を図ります。

◎メンテナンスサイクルの構築・運用により、トンネルの大規模修繕を回避することで修繕等に係る費用を縮減します。

道路トンネルについて、「どのトンネルのどの部位を、いつ補修するのが最適か」をトンネル長寿命化修繕計画により判断することで、将来にわたる修繕等に係るトータルコストの縮減を目指します。

2 トンネルの管理方法

2.1 点検種別・維持管理体系

トンネルの管理は、日常管理および計画的管理、臨時管理に分類して行います。点検はトンネル本体工とトンネル内附属物を分けて点検を実施し、それぞれの管理においては点検、維持管理対策を体系的に実施します。

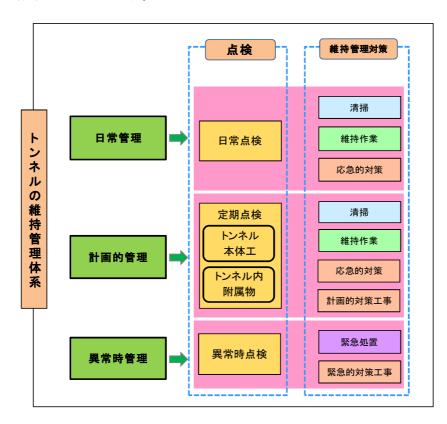


図 2-1 トンネルの維持管理体系図

ここで、トンネル本体工、トンネル内附属物、付属施設は下記のように定義します。

(トンネル本体工、附属物、付属施設の定義)

■ トンネル本体工

覆工、坑門、内装板、天井板、路面、路肩、排水施設および既設の対策により設置された物をいう。

■ トンネル内附属物

付属施設、標識、情報板、吸音板等、トンネル内や坑門に設置される物の総称をいう。

〇 付属施設

道路構造令第34条に示されるトンネルに付属する換気施設(ジェットファン含む)、 照明施設および非常用施設をいう。また、上記付属施設を運用するために必要な関 連施設、ケーブル類等を含めるものとする。

(点検項目の内容)

(1)日常点検

日常点検とは、全トンネルを対象として、利用者被害の予防、変状の早期発見を図るため、日常的に行う点検です。トンネル本体工および付属施設も含めたトンネル内附属物のトンネル全体が管理対象になります。

(2)定期点検

定期点検とは、全トンネルを対象として、トンネル本体工及びトンネル内附属物の変状を把握するために定期的(原則1回/5年)に実施するものであり、近接目視・打音による方法を基本として行う点検のことです。点検中は、状況に応じて清掃も行います。また、点検結果に基づき、必要に応じた計画的な対策工事を実施します。

また、照明施設や非常設備等の付属施設については、点検を原則1回/年で実施し、主に目視や簡単な工具を用いて設備の運転状態、損傷の有無、計器の確認等を行い、設備の 異常を把握します。

(3)異常時点検

異常時点検とは、地震・集中豪雨等の自然災害時、トンネル火災・交通事故等の事故 発生時、通報や日常点検等において構造物に大きな損傷が発見された時などに、特定の トンネルまたは同種の構造物や同様の条件下の構造物を対象に行う、主としてトンネル の安全性を確認するために行う点検のことです。

表 2-1 トンネルの点検内容

項目	目的	頻度	調査法
日常点検	損傷の早期発見	日常的なパトロール	車内より目視 (必要に応じて徒歩)
定期点検	橋梁全体の健全性の把握	5年に1回	近接目視
異常時点検	自然災害・事故等の発生時 に安全性確認	必要に応じて	遠望目視 (近接目視)

3 補修対策の優先度の考え方

3.1 基本的な考え方

- (1) トンネルの定期点検(平成 26 年度~平成 30 年度) の結果に基づき、計画的に補修を実施します。
- (2) 同一判定区分の優先順位は、道路種別や交通量などの優先度を考慮します。

判定区分 道路種別や交通量による 合計 優先度 Ι Π Ш IV 優先順位 9 **⑤** 1 Α トンネル数 4本 3本 0本 8本 1本 優先順位 10 2 В 2本 12本 0本 16本 トンネル数 2本 (11) (7) 優先順位 (3) С トンネル数 3本 14本 27本 0本 44本 8 **4** 優先順位 (12) D トンネル数 5本 9本 10本 0本 24本 11本 29本 52本 0本 92本 合計

表 3-1 対策優先度表

表 3-2 道路種別や交通量による優先度

道路種別交通量	緊急 輸送道路	緊急輸送 道路以外
20,000台/日以上	Α	В
5,000~20,000台/日未満	В	С
5,000台/日未満	С	D

[※]①→②→③→・・・・→⑩→⑪→⑫の順で対策を行う

[※]H30年度末までに既に対策を完了したトンネルは判定区分 I に計上

[※]本区分のトンネル本数は「表1-4 トンネルの点検結果(H30年度末対策状況を考慮)」による

4 長寿命化修繕計画の運用

4.1 実施計画の策定

トンネル長寿命化計画に基づいた実施計画を策定し、計画的な補修を実施します。 計画期間は、2028年度(令和10年度)までとします。

4.2 新技術等の活用方針

トンネルの定期点検や修繕等の実施に当たっては、費用の縮減や事業の効率化などを図るための比較検討において必ず、新技術情報提供システム(NETIS)に登録された有用な新技術等の活用の検討を行います。また、令和10年度までに、現時点では1本の点検や5本の修繕において新技術等の活用を決定しており、今後も更なる活用を目指します。

4.3 費用の縮減に関する具体的な方針

トンネルについては、本計画に基づいて、劣化が顕著に表れる前に修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減に取り組むとともに、新技術等を活用することで、修繕等に要する費用の縮減に取り組みます。なお、「4.2 新技術等の活用方針」に記載している新技術等の活用により、現時点において、令和 10 年度までに約 360 万円の費用の縮減を目指します。

4.4 計画の運用

引き続き計画を推進しながら、継続的な改善に取り組み、定期的に計画を見直します。



図 4-1 トンネル長寿命化修繕計画の継続的見直し(メンテナンスサイクルの構築)

		路線	市町村 完成	完成 延長		H26~H30 点検結果				ネルタ		~R5 修繕	5 繕実施計画							
トンネル名	道路 種別	路線名	名名	元成 年度	延長 (m)	点検 年度	判定区分	付属物	措置概要	R1 点 検		R2 点 措 食 置	点	3 措置	点	₹4 措 置	点	R5 措置	概算 費用 (百万円)	備考
滝之神隧道(下)	主	鹿児島吉田	鹿児島市	1970			I			125	()	1/2		15		12		_	
滝之神隧道(上) 中山トンネル(上)	主主	鹿児島吉田 指宿鹿児島インター	<u>鹿児島市</u> 鹿児島市	1970 1987	156.5 180.0		I		修繕	┝	- ()			0	├	-	!	<u> </u>	
滝之下トンネル(上)	主	指宿鹿児島インター	鹿児島市	1984	180.0		I	×	修繕			•					0	1	_	
中山トンネル(下) 滝之下トンネル(下)	主主	指宿鹿児島インター	鹿児島市	1996 1995	237.0 206.0	H30	П	×	修繕		•	-		•	0		0	<u> </u>	60 70	
錫山トンネル	主	指宿鹿児島インター 鹿児島加世田	<u>鹿児島市</u> 鹿児島市	1987			I		修繕 修繕)	 	H		•		•	50	
鴨池トンネル	-	鹿児島港下荒田	鹿児島市	1996	103.0		I		修繕)				L		•	10	
和田トンネル 横座トンネル	主	<u>玉取迫鹿児島港</u> 阿久根東郷	<u>鹿児島市</u> 阿久根市	1991 1997	275.0 1292.0		II II		修繕 修繕	0	•	•	_			•	0	!	40 180	
定之段トンネル	玉	328号	出水市	1987	90.0		Ī	X	修繕			ě	_					ļ	_	
高尾野トンネル	王	504号	出水市	2001	2605.0		Ш		修繕		•	•	_	•		<u>!</u>	0	<u>!</u>	400	
宇津良隧道 成川トンネル	主国	出水菱刈 226号	出水市 指宿市	1966 1985	215.0 637.0		Ш	×	修繕 修繕	H	•	•	+	•	0	<u> </u>	0	•	220	
種子島トンネル(岳之田トンネル)	主	野間十三番西之表	西之表市	2000	158.0	H29	I	X	修繕	0	•					i	Ľ	Ĭ	_	
湯之元第1トンネル 湯之元第2トンネル	_	<u>東郷西方港</u> 東郷西方港	産摩川内市 薩摩川内市	2019			-			┝	-	+		<u> </u>	0		-	!		
小島トンネル	_	桑之浦里港	薩摩川内市	1998	817.0	H30	\blacksquare		修繕		•	•		•	Ŏ				90	
手打トンネル 青瀬トンネル	_	<u>手打藺牟田港</u> 手打藺牟田港	産摩川内市 薩摩川内市	2012	1370.0 1098.0	H29	П			┝			0			₩	<u> </u>	<u> </u>		
声ストンネル 芦浜トンネル	=		<u> 薩摩川内市</u>	1984	383.0		I		修繕	H	•	•	_			<u> </u>	\dagger	†		
小池隧道	_	鹿島上甑	薩摩川内市	1988	452.0		II		修繕		•	•	_	•			0	•	80	
大鳥トンネル 大川原隊道	玉	269号 馬渡大川原	<u>曽於市</u> 曽於市	1992 1962	356.0 28.3		Ш		修繕	H	•	•		•	0	•	1	•	150	H30年度末時点措置2
妙見トンネル	围	223号	霧島市	2007	481.0	H30	I)	Ľ						_	
東竹山隧道	主主	伊集院蒲生溝辺	霧島市霧島市	1966 1992	120.5 175.0		I		修繕 修繕	-		•	1	•		•	0	+	70 40	
嘉例川トンネル 池之段隧道	± —	生人加治木 大川原小村	務島市	1992	226.5		Ш	×	修繕	-	_)	L^-		L	_	Γ	İ	40 —	
大里トンネル	玉	270号	いちき串木野市	1995	445.0	H30	I		修繕		• (•		•	_				80	
上名トンネル 坊トンネル	主国	<u> </u>	いちき串木野市 南さつま市	2001	140.0 390.0		Ш	×	修繕 修繕	\vdash	•	•	+	•	0		+	 	40 90	
泊トンネル	玉	226号	南さつま市	2007	82.0	H30	Ī		פיויפיו	l					Ŏ			i	_	
丸木崎トンネル	王	226号 南之郷志布志	南さつま市	2013 1993	307.0		I		//女·k*	H	•		\vdash	•			\vdash	•	 110	
大性院隧道 新和瀬トンネル	主国	<u> </u>	志布志市 奄美市	2001	259.0 2435.0		Ш	×	修繕	0		•	+	•	U	•	+	•	— III0	H30年度末時点措置》
本茶トンネル	玉	58号	奄美市	1984	1055.0	H29	\blacksquare		修繕					•	0	•		•	20	
三太郎トンネル 朝戸トンネル	玉	58号 58号	<u>奄美市</u> 奄美市	1989 1993	2027.0 1725.0		Ш		修繕 修繕	l i	•	•	0					•	260	
小和瀬トンネル	玉	58号	奄美市	1997			II	×	修繕	H	+	-	+	-		-		-	180	
城トンネル	玉	58号	奄美市	1998	246.0		II	×	修繕	L				•		•	0	•	60	
和光トンネル 石釜トンネル	玉	58号 58号	金美市 奄美市	2005	1820.0 210.0		Ш	×	修繕 修繕	H	-	+		-		•		•	80 20	
朝仁隧道	主	名瀬瀬戸内	奄美市	1974	332.9	H28	Ī	×	修繕	t	• ()						İ	_	
根瀬部トンネル	主	名瀬瀬戸内	<u>奄美市</u>	1989	226.0		Ш		修繕	\vdash	• () •	_	•		Ļ		L	50	
小宿トンネル 山羊島トンネル	主主	<u>名瀬瀬戸内</u> 名瀬竜郷	<u>奄美市</u> 奄美市	1984 1981	260.0 421.0		Ш	×	修繕 修繕	<u> </u>	+	+	<u> </u>			•	0	•	60 20	
芦花部トンネル	主	名瀬竜郷	奄美市	1995	596.0	H27	I		1910	0						Ĭ	Ľ		_	
役勝トンネル 軸屋トンネル	主主	湯湾新村 鹿児島川辺	金美市 南九州市	2005	1133.0 495.0	H30	II II			┝)	-	-		<u> </u>	-	<u> </u>		
知覧トンネル	主	展走出辺 頴娃川辺	南九州市	2015		-	-			0									_	
鳥越隧道]	頴娃宮ケ浜	南九州市	1956	84.0		Ī		修繕	l i		4				•	0	•	70	
久七トンネル 鶴原トンネル	主	267号 伊集院蒲生溝辺	伊佐市 姶良市	2004	3945.0 130.0		Ш		修繕	H	•	+	<u> </u>	•	0	•	+-	+	20	
雛場トンネル	主	伊集院蒲生溝辺	姶良市	2002	394.0	H30	\blacksquare		修繕	_	•			Ŏ	Ŭ	ě		i	50	
中甑トンネル 紫尾隊道	玉	<u>十三谷重富</u> 328号	<u>姶良市</u> さつま町	1935 1975	43.2 348.0	H30 H29	I		修繕	0			-			<u> </u>	-	<u> </u>	100	
第二紫尾隧道	玉	328号	さつま町	1975	88.0		I		沙帽	Ö		⊤		_		 		!	-	
永野トンネル	玉	504号	さつま町	2001	172.0				修繕	H	• () •		•				!	70	
北薩トンネル 川平隧道	玉	504号 鶴田大口	さつま町 さつま町	2018 1962			I	×	修繕		()	0	•		<u> </u>	+	 	20	
川添トンネル	玉	268号	湧水町	1979	647.6	H28	I		修繕	0		•	_	•					90	
新田トンネル 佐多隧道	玉	448号 269号	錦江町 南大隅町	1989 1961	3/4.0	H30 H28	Ш	×	修繕 修繕	H	•	•	_	<u> </u>	0	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		
浮津トンネル	玉	269号	南大隅町	1998			Ī	X	修繕	l	•	ŏ	_	•	0	l		i i	60	
外之浦隧道	主主	鹿屋吾平佐多	南大隅町	1965 1977	140.0		П	×	修繕	┝)		•		<u> </u>		<u> </u>	30 30	
西方隧道 尾波瀬トンネル	主	<u>鹿屋吾平佐多</u> 鹿屋吾平佐多	<u>南大隅町</u> 南大隅町	2002	202.0 185.0		I		修繕 修繕		•	•		-	0	<u> </u>	1	i -	60	
大鹿倉トンネル(大竹野トンネル)	主	鹿屋吾平佐多	南大隅町	2006	450.0	H30	I					Ţ		Ĺ	ŏ			1	_	
岩崎隧道 小串トンネル	玉	佐多岬公園 448号	<u>南大隅町</u> 肝付町	1959 1980	148.5 180.0		Ш			0	()	1	<u> </u>	-	! - 	+	 		H30年度末時点措置》
五郎ヶ元トンネル	玉	448号	肝付町	1998	231.0	H30	I	×	修繕		•	•			0			i	40	
二股隧道 国見トンネル	_	岸良高山 神之川内之浦	肝付町	1964 2001	201.0 3300.0		Ш		修繕		•	•		•	0	•	0	<u> </u>	160 460	
国見トンネル 種子島空港トンネル	主	サ間十三番西之表	肝付町 中種子町	2001	334.9	H29	II		修繕 修繕	0		•	_	•	L	_	\perp°	<u>t</u>	60	
新一湊隧道	主	上屋久永田屋久	屋久島町	1972	71.0	H30	I	.,			1	Į	0						_	
尾神山トンネル 名音トンネル	主主	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内	<u>大和村</u> 大和村	1991 1968	210.0 386.0		Ш	×	修繕 修繕	\vdash	+	+	0	-		•		•	70 230	
国直トンネル	主	名瀬瀬戸内	大和村	1984	260.0	H30	\blacksquare		修繕		╧			ě			ŏ		20	
毛陣トンネル	主	名瀬瀬戸内 夕瀬瀬戸内	大和村	1997 2005	1212.0 486.0		I	×	修繕 修繕	H	•	#	<u> </u>	•	0	•		•		
志戸勘トンネル 今里隊道	主主	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内	<u>大和村</u> 大和村	1965	172.1		Ш			L†			t		L		Γ	ľ		
<u> </u>		名瀬瀬戸内	大和村	2005	1432.0	H30	I	×	修繕		I	\blacksquare	0			Ę		•	70	
長瀬トンネル	主		宇検村	1998	180.0 272.0	H29 H30	II II	×	修繕 修繕	\vdash			1	•		•	+	<u> </u>	50 10	
長瀬トンネル 芦検トンネル	主	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内					Ī	×	修繕		(5		ě	1	•	1	†	10	İ
長瀬トンネル 芦検トンネル 伊仁トンネル 生勝トンネル	主主主	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内	宇検村 宇検村	2006				- / `						_	<u> </u>	1	_	-	10	
長瀬トンネル 芦検トンネル 伊仁トンネル 生勝トンネル 新小勝トンネル	主主	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内 湯湾新村	宇検村 宇検村 宇検村	2006 2000	238.0	H29	\blacksquare		修繕		•	•	_		0					
長瀬トンネル 芦検トンネル 伊仁トンネル 生勝トンネル	主主主	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内	宇検村 宇検村	2006		H29 -		×		0	•	•		•		į			_	
長瀬トンネル 芦検トンネル 伊ニトンネル 生勝トンネル 新小勝トンネル 華代トンネル 地茂トンネル 細野子トンネル	主主主三国国	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内 湯湾新村 曽津高崎 58号 58号	宇検村宇検村宇検村宇検村東戸内町瀬戸内町	2006 2000 2017 1995 2013	238.0 138.0 1065.0 4243.0	H29 - H30 H30	II - II II		修繕	0		I			0		0		— — 160 10	
長瀬トンネル 芦検トンネル 伊仁トンネル 生勝トンネル 新小勝トンネル 連代トンネル 地蔵トンネル 機野子トンネル 勝浦トンネル	主主主一国国国	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内 湯湾新村 曽津高号 58号 58号 58号	宇検村宇検村宇検村宇検村野戸内町瀬戸内町	2006 2000 2017 1995 2013 2008	238.0 138.0 1065.0 4243.0 1122.0	H29 - H30 H30 H30		×	修繕 修繕 修繕	0		•		•	0		0		 160 	
長瀬シネル 芦検シネル 生勝シネル 生勝シネル 第小勝シネル 地蔵シネル 總野子トシネル 勝浦シネル 地井シネル 久根津トンネル	主主主一国国国主主	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内 湯湾浦高 音津8号 58号 58号 名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内	宇検検村村村村村村村村村村村村村村村町町瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬	2006 2000 2017 1995 2013 2008 2007 2015	238.0 138.0 1065.0 4243.0 1122.0 390.0 318.0	H29 - H30 H30 H30 H29	II - II II	×	修繕	0		•		•	0		0		— — 160 10	
長瀬トンネル 芦榛トンネル 伊仁トンネル 生勝トシネル 新小勝トンネル 連茂トンネル 地蔵トンネル 総野子トンネル 勝浦トンネル カオトシネル ス根津トンネル 深山トンネル	主主主土一国国王主一	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸村 曽津高高号 58号 58号 58号 名瀬瀬戸内 名瀬瀬下内 篠川下福	宇接検技材村村村村村村村村村村村村村村村村村村町瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬瀬	2006 2000 2017 1995 2013 2008 2007 2015 2017	238.0 138.0 1065.0 4243.0 1122.0 390.0 318.0 370.0	H29 - H30 H30 H30 H29 -		×	修繕 修繕 修繕	0		•		•	0		0		160 10 — 10 — 10 —	
長瀬トンネル 芦榛トンネル 生勝トンネル 生勝トンネル 生勝トンネル 地蔵トンネル 地蔵トンネル 地蔵トンネル 地蔵トンネル 地球・シネル カオーシネル カオーシネル 及根津トンネル 後トンネル	主主主一国国国主主	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内 湯瀬瀬戸村 曾津高号 58号 58号 名瀬瀬川戸内 名瀬川戸下 毎脚場実久	宇宇宇衛河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河	2006 2000 2017 1995 2013 2008 2007 2015 2017 2005	238.0 138.0 1065.0 4243.0 1122.0 390.0 318.0 370.0 150.0	H29 - H30 H30 H30 H29 - H29		×	修繕 修繕 修繕	0		•		•	0		0			
長瀬トンネル	主主主土田国国主主一一田	名瀬瀬戸内内 名瀬瀬戸内内 湯湾高崎 58号 58号 58号 名瀬瀬戸戸内 篠川場県 安脚場等久 安脚場号 58号	宇宇持衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛衛	2006 2000 2017 1995 2013 2008 2007 2015 2017 2005 2008 1992	238.0 138.0 1065.0 4243.0 1122.0 390.0 318.0 370.0 150.0 635.0 506.0	H29 H30 H30 H30 H29 - H29 H30 H30		× × ×	修繕 修繕 修繕 修繕	0		•	000	•	0					
長瀬トンネル 接換トンネル	主主主土一国国国主主一一一	名瀬瀬戸内 名瀬瀬戸内 湯瀬瀬町村 曽津高号 58号 58号 名瀬瀬戸内 名瀬川下海 安脚場乗久 安脚場乗久	宇宇持衛和大村村村村村村村村村村村村村村村村村村町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2006 2000 2017 1995 2013 2008 2007 2015 2017 2005 2008	238.0 138.0 1065.0 4243.0 390.0 318.0 370.0 150.0 635.0 412.0	H29 H30 H30 H30 H29 H29 H30 H30 H30		×	修繕 修繕 修繕	0		•	000	•	0			•	160 10 — 10 — 10 —	H30年度未跨点措置第

^{| 1936|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|| 1937|}